

滋賀県いじめ再調査委員会議事録

I 日 時 令和4年10月17日(月) 午後2時30分から午後4時30分まで

II 場 所 県庁本館4階 4-A会議室

III 出席者 委 員：荒川委員、飯田委員、春日井委員、周防委員
事務局等：総務部長、総務部総務課職員、総務部私学・県立大学振興課職員、教育委員会事務局幼小中教育課職員

IV 次第

- 1 開会
- 2 任命書交付
- 3 挨拶（総務部長）
- 4 委員紹介
- 5 委員長選任
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 議事（報告事項）
 - (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
 - (2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について
- 8 閉会

V 審議経過

【1 開会】

【2 任命書交付（総務部長）】

※ 各委員に総務部長から任命書が交付された。

【3 挨拶（総務部長）】

※ 委員会開催に当たり総務部長が挨拶を述べた。

【4 委員紹介】

※ 事務局から各委員の紹介を行った。

※ 委員紹介の後、事務局等の職員の紹介を行った。

【5 委員長選任】

※ 委員の互選により、春日井委員が委員長に選任された。

【6 委員長職務代理者の指名】

※ 春日井委員長から、荒川委員が委員長職務代理者に指名された。

【7 議事（報告事項）】

(1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について

(春日井委員長)

それでは本日の議事に入らせていただきます。

2点ございます。1点目の、公立私立の小中高校および特別支援学校におけるいじめの状況についてご報告をいただき、情報の共有をして、ご議論ご意見いただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

※ 幼小中教育課から資料に基づき説明

(春日井委員長)

ありがとうございます。資料1についての議論を進めたいと思います。

まだ今年度の文部科学省のデータが出ておりませんので、昨年度、つまり一昨年の状況は、昨年度の報告に反映されているという前提で県の特徴について報告があったかと思えます。

いかがですか、これについてご意見や、あるいはご質問。

いかがでしょうか。

全国的には約10万件のいじめの件数が、昨年の調査から減って60万件台から50万件台に減少しているにもかかわらず、滋賀県は増えてきているという、その要因についてはどのように整理しておられますか。

(幼小中教育課)

はい、繰り返しになるのですが、子どもたちの変化を見逃さないと、早期発見、積極的な認知について教育委員会から指導といいますか、各学校へ市町教育委員会を通してお願いをしているところで、各学校が取り組んでいるということだと思っております。ずっとこのままこれを言い続けることはまたいろいろあるかと思うんですが、そのうち踊り場というか、そんなに増えていかないという段階になってくるのだろうと考えております。

(春日井委員長)

近年は認知をしっかりとすることが評価される状況がありますね。多いところは1,000人当たりで90人台ですから。京都府なども90人台という状況があって、コロナ禍でいじめが見えにくくなっている側面はありますが、いじめが減っている状況が本当にあるのかというと、先生もコロナ対応に追われて忙しくなって、なかなか見えにくくなっている側面があるとか。あるいは、子どももマスク生活の中で我慢を強いられ、

いじめについてもタイムリーに相談するとか訴えるとかではなくて、我慢してしまう部分もあるのではないかとされていますね。

それから、子どもたちの生活がネットの生活が中心になりますよね。端末を持ってオンラインの授業とかを含めて。ネットの世界の中でいじめが進行して、教師から見えにくくなっているような側面も多々あるのではないかと。というようなことを少し意識しながら、県下の市町の教育委員会を含めて、対応を丁寧にしていただいている結果ではないか。そういうふうにもむしろ評価していいんじゃないかなと思います。

ただ、不登校などは顕在化して増えているんですね、全国的に。でもいじめは逆に潜在化して見えにくくなっている。そういう状況が10万件減の背景にはあると見ておいた方がいいと思います。そのなかで、その潜在化している状況をより丁寧に見て顕在化していくということを大事にされている、ということかなと思われま。

あと、資料の中の認知学校数が7校減、5校減と、(3)の③④について0件という学校が増えているということですか。

(幼小中教育課)

そうです。県が直接指導をする立場の県立学校、県立特別支援学校などですが、もっと積極的な認知をしていくように指導しなければならないと思っておりますが、小中学校に比べますと、元の件数自体が少ないため多少データがぶれますので、単年度では評価が難しいところではあります。埋もれてしまうような、認知されていないいじめがないようにとは思っています。

(春日井委員長)

資料の(3)②の中学校は、6校減で100校になり全体が105校とありますが、少し矛盾しませんか。1校はどこ行ったのでしょうか。

(幼小中教育課)

統廃合の関係だと思われま。

(春日井委員長)

学校が統廃合によって、その前年度にはあったけど、この調査の年度には1校減ったということですか。

(幼小中教育課)

確かそうだったと思います。

(春日井委員長)

もちろん学校によって、落ち着き具合など若干の差はあるかもしれませんが、0件の学校が増えているというのは、先ほどの丁寧認知を心がけているという状況と、ちょっと相反するというか。個別にはそういうところが少し気になるので、本当にそれであれば、取り組みの成果としてそれも共有していく必要があるかと思われま。

そこにもし見逃しがあれば、より丁寧な対応が求められるというふうにこの（３）については理解をし、また取り組みをお願いする必要があるかなとも思います。

（幼小中教育課）

例えば中学校でもすごく人数の少ない学校があります。全部の生徒の名前を全部の先生が言えて、絶対大丈夫という中学校も存在するので、そういう学校ではいじめは起こりにくいですし、特別支援学校では生徒８人に３人の先生という形なので、十分に目は行き届いているという報告もあります。それでも見逃さないように、ということも続けて伝えていきたいと思います。

（春日井委員長）

私学のデータはどこに反映されますか。私学振興課の方が窓口ですか。

（私学・県立大学振興課）

まず、調査対象となっている私立学校ですが、現状、小学校が１校、中学校が６校、高等学校が１１校、中等教育学校といいまして、中高一貫教育を行っている学校が１校、合わせて１９校となっております。そのうち、小学校については来年度から廃校となりますし、中学校につきましても令和６年度から１校が廃校となります。非常に校数としては少ない状況にあります。

そして、私学の調査結果ですが、文部科学省の方でも県の方でも、私学のみの調査結果というのは公表しておりません。私学の数が滋賀県よりも少ない都道府県もありまして、学校が限られてしまうので、その数値イコールその学校であると分かってしまうのを避けるためと思われそうですが、他の調査につきましても、公立、私立、国立合わせた形のもので出されております。

ただ、滋賀県で把握しております私学の状況としましては、先ほど幼小中教育課から報告がありましたが、その状況とよく似ておりまして、例えば令和元年度から令和２年度にかけてのいじめの認知件数について、やはりコロナ禍で休校が長引いていたことで、生徒同士の摩擦が少なかったことが影響していると思われ、かなり件数は減っております。認知をした学校数も、ほぼ半減。かなり減っている状態ではあります。

いじめの内容につきましても、先ほどお話にありました内容に似ておりまして、中学校、高校共に一番多かったのは、冷やかしかからかい、となっております。私学の状況は以上です。

（春日井委員長）

公立だといろんな研修体系が割とはっきりしていて、もちろんいじめについてだけではないのですが、研修システムがあります。私学は、体系化された研修システムは公立と比べてほとんどないんです。

だからいじめの問題の認知や初期対応とか、私が個別に関わっているようなケース会議の中でも、先生方の理解が不十分なケースがあります。結構私学のケースもあるんです。

その中で議論になっているのが、先生方のいじめに関する研修がほとんどされていないということです。そのあたりについて、私学振興課としてどういう援助ができるのかなど。そこを私学任せにしていると、私学が少子化の中で人を集め、一定の実績を出して送り出すという傾向が少なからずある中で、不登校であるとかいじめの問題であるとか、あるいは発達特性を抱えた子どもであるとか、課題を持った子どもへの支援が後手になって、なかなかそこが十分支援されていないという傾向もあるのではないかと少し懸念をしています。

公立でしたら教育委員会と一緒に指導、支援に入るとは、タイミングよくできるのですが、私学はそこができなくて、何か工夫できないのかなと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

(私学・県立大学振興課)

まず研修につきましては、教育委員会が主として行っている生徒指導主事の会議や研修のほか、進路指導や人権教育についても、私立学校も一緒に入れていただいています。また、その案内等も一緒にさせていただいています。参加については任意という形ですが、多くの私立学校が参加していると聞いております。また当課が主催している研修としましては、いじめに特化しているわけではないのですが、人権教育推進会議の中で行っております。それが年によっては不登校や発達支援がテーマとなっております。

ただ、私学の担当課は、幼稚園、認定こども園から、専修学校、各種学校まで含まれておりますので、全ての年代をターゲットにするのは難しく、高校生だけに特化した研修は少し難しい所があります。

以前に、私立の高校から、いじめの認知に関する研修をしていただきたいという話があったときには、教育委員会の方に相談をして、学校の研修に来ていただいたことがありました。このように積極的に行っている学校もあるということをお知らせしておきます。以上です。

(春日井委員長)

積極的にそのように動いているところは、うまく回っていると思うのですが、そういう要請もないと、問題意識も少し弱いかなと。そこが気になるということです。

(幼小中教育課)

補足があります。教育委員会が主催しているものではないのですが、滋賀県高等学校等生徒指導連絡協議会という会がございまして、ここに県立学校、私立学校問わず一緒に参加をしております。これは他府県にはない組織でして、そこで年2回、私も教育委員会から連絡事項や、いじめの問題についてお伝えする機会がございまして、併せて各ブロックごとに年3回開催され、そこに私学も全て参加していただいておりますので、そこで県の状況とか、今こういうことが大切ですとか、コロナの状況でございますよということはお伝えしております。また先ほど私学振興課から説明がありました私学振興課の研修会に、今年度うちの指導主事が参加して2時間程度研修会を

させていただいたという実績もございます。

(春日井委員長)

はい。いじめの認知や初期対応や、あるいは重大事態への対応とかを含めてですね。また1回研修をやったらOKではなくて公立でも毎年毎年、きちんとやらないと継承されないという、メンバーも変わるし世代交代もあるしということですね。せめて私学は高校だけでも11校あるので、中高一貫校入れて12校というあたりに焦点化して研修への働きかけも、あってもいいかなという気がしました。そのようなものがあるのであれば、ぜひ活用したいという効果を狙ってという意味です。

あと私学振興課として主催されている研修があるのであれば、そこにいじめの問題も意識して入れてもらうとか。発達障害、発達特性といじめは関連している場合もあります。それが背景にあっついじめられるということもありますから。あるいはいじめが原因の不登校もあるので、問題が互いに関連していると思うのですね。だからそのあたりの総合的な研修を年に1回は私学についてもやりましょう、といった呼びかけや企画、特に、講師派遣しますという校内研修を丁寧にやってもらうことが一番いいかなと思います。代表の人が来てくださいだけでは、持ち帰ってどれぐらい全教職員の認識になっているのか心もとない部分があるので。

(私学・県立大学振興課)

昨年度は、県のSSWをしてくださっている先生に、発達特性と不登校に関わる研修をリモートで開催していただきました。ウェブ研修ですので、かなりたくさんの方が見てくださったと認識しております。

今年度は、SNSを通じての人権教育ということで、SNS上のトラブルに特化した講演会を予定しております。SNSについては低学年、小学校の頃から問題化されていますし、高校でもやはりSNSに関することは気にされています。アンケートの結果そういうお話を聞きたいという先生方のご要望もありました。

(春日井委員長)

なるほど。その研修の対象者は、私学の方、公立の方含めてですか。

(私学・県立大学振興課)

この研修は私立学校のみです。

(春日井委員長)

そうですね。いろんな網の打ち方がありますよね。

私学の全学校に案内を送って、オンライン研修でしたら、人数制限なく心ある方は全員参加できるわけで。メディアリテラシー教育が単なるスキル教育ではなくて、人権教育を軸に置かないと、人権侵害の被害者や加害者になってしまうところがあるんですね。そこはとても大事な視点で、さすがというふうにお伺いしました。

コロナも3年目を迎えている中で、むしろ子どもたちにとってはリアルな出会いが

SNS上になっているんですよ。ライブで出会って、社会人とも出会ったりして。そこで子どもがアドバイスをもらったり、社会の厳しさやその面白さを知ったというケースもあるのですが。ただ、落とし穴もまたあって、危うい状況にあるとか、親が知らない間に知らない人と会っていたみたいなのも少なからずあるのです。

子どもたちの方が僕らよりも何十歩も先を行っているという。そこがバーチャルではなく、リアルな出会いの場になっているという状況は認識しておく必要があると思っています。

他いかがでしょうか。2ページ目の認知件数とそのいじめの対応に関わって、特に小学校の1、2、3年が増えているのは前回でも若干議論したかと思いますが、これはどう理解をして取り組みを進めたらいいのでしょうか。ということについてはどのように。はい、どうぞ、

(幼小中教育課)

教育委員会が、学校の肩を持つことを言っているようで申し訳ないのですが、小学校1、2、3年生の担任の先生方、丁寧に見てくださっていて、ちょっとした些細なことでもしっかり介入して学校の中で報告されています。非常に丁寧にいただいているのかなと思っていますし、実際そのようになっていると思います。ですので、問題行動調査の中の暴力行為等も同じような傾向で、小学校1、2、3年生の件数も同じように増加傾向という形になっております。

(春日井委員長)

初期対応もしっかりしていただいているという、これはその通りであるし大事だと思います。しかし、その辺りをもう一步突っ込んで、丁寧に見ていただいている、なぜ小学校の低学年で暴力も不登校もいじめも急激に増えているのかについて、もう少しその背景とか、理由を丁寧に見ないと、その土台にある構造に向かってアプローチすることにならないと思います。

丁寧な対応は、何とか応急処置をして凌いでいるという側面もあるので、その大元はなんだろうかということです。要因は一つではないと思いますが。

その要因は、家庭と学校と社会、そして本人という4つの視点から捉えていく必要があります。これは既に1992年の文部科学省の「登校拒否（不登校）問題について」という報告書の中で、不登校は子どもや親の個人的な責任じゃなくて、4つの要因が錯綜して複合して起きているとされています。だから誰にでも起こりうるということです。

1つは社会的な要因。過度に比較と競争が煽られているとか、社会の側の要因ですね。2つ目は学校の要因。これは校則や学校の管理強化等を含めてです。教師の体罰の問題もあります。3つ目が家庭の問題。虐待、DV、貧困の問題も含めてです。4つ目は本人の課題。発達特性など、人間関係が苦手、コミュニケーションが苦手という子どももいるということです。さらにこの間、コロナ禍の中で子どもたちに負荷がかかっている側面は、軽視できないと思うんです。

(私学・県立大学振興課)

ちょっと話がずれるかもしれませんが、つい最近文部科学省で行われた人権教育担当指導主事連絡協議会に参加させていただいたときに、生徒指導提要の話がありました。生徒指導提要の中に、「人権」という言葉が非常に沢山盛り込まれていると伺っております。

生徒指導というのが、起こった後の対応というところから、予防的などころ、もっと前段階にシフトしてきているという内容でしたが、それは結局、いま春日井先生が仰ったように、子どもたちの後ろにある背景の部分を見ていく必要性ということのかなと考えております。

いじめの小学校低学年あたりというのは、学校に起因するのもあるかと思えますけれども、家庭であったり、地域であったり、本人の元々の属性であったりというところが大きく影響してくるものと思えます。それをどう学校が把握するかが難しいところもありますけれども、丁寧な家庭訪問で背景を見ていく必要があるという話がされていまして。

(春日井委員長)

はい。その点について委員の皆さんいかがですか、心理臨床であったり社会福祉であったり、あるいは家事事案であったり、いろんな分野での事案がこの間起きています。そこから見えてくる子どもの状況というところですが、周防委員いかがでしょうか。

(周防委員)

教育というところから少し離れるのですが、実際に私は保育現場に入って保育コンサルもやっています。ある子が、多分小学校で対応が必要となるというのは予測できるんです。

今言われたような育ちというところの背景は、小学校一年生から始まったことではなくて、生まれる前から始まっている部分もあったりとか、教育と福祉のところをどう連携していくのかという課題は出てくるとしても、その辺のところでの保幼小連携というところの本来の申し送りの形であったりとか、繋がり方みたいなのがすごく大きな課題なんじゃないかなと考えます。

これもデータが上がっているわけではないのですが、こども園も増え子どもたちの抱える課題って、今までの保育園が抱える家庭環境がこうですとか幼稚園だったらこうですっていうより、本当に複雑化している中で、この子たちが学校に上がったとき、教育と福祉が繋がっているということが必要です。もちろん法的なところで、教育と福祉が繋がる難しさはあるとは思いますが、何か予防というところに力を入れられるとすると、そういったところもとても大事になってきて、事業的な違いの難しさはあるとしても、例えば引き継ぎについても、引き継ぎの視点を就学前にしっかりと、小学校が困らないように初めから子どもたちを理解しやすいように、引き継ぎのチェック項目を作るとかをされるだけでも大きく変わってくるのかなと思います。

県内全部を捉えたときに、このように何か対策がいるんだろうなという感じがしま

す。小学校でと言われるんですけども、園のときから既に課題が見えるんです。園では学習がないので余計に課題が明確になるんです。学校に入ると学習がプラスされるので、課題というのが少し他のことも入ってくるので、見えにくい部分があるんですけど、修学前の子は学習がないので、その背景のがすごくクリアに見えたりとか、発達の課題がクリアに見えたりすることがあるので、上手く活用される何かがあれば、県内の子どもたちに対応するということでは、先生方が情報の共有を図ったりとか、入学当時からの対応を考えるということに繋がってくる気がします。

それともう1点、ちょっと思うのは、ここの認知件数のいじめの内容のところでは何%という数字がありますが、ここ数年私が学校を回っていて思うのは、性問題行動が件数的に、確かに他の件数からすると少ないとは思いますが、増えているなど。他府県も同じようにいじめの中に今まで数%とか数件というような状態であったところから、増えてきています。もちろんコロナの影響で家族の関係性も変わってきた、他者との距離の取り方が変わってきた、コミュニケーションの課題とか、いろんなものがあるとしても、子どもたちの課題にそれらが影響しているなど感じます。

ここ数年の性の問題行動的なものは事例があって、重大事案になるケースの対応が気になります。

(幼小中教育課)

確認のために、問題行動の調査については、県内全域の公立学校、私立も含めて県の教育委員会で集めていますので、暴力であるとかそういうエスケープするであるとか今も集めています。数字的にはここ数年ずっと減っています。問題行動が増えているという状況ではないです。

(周防委員)

いえ、問題行動じゃなくて、性問題行動についてです。

(幼小中教育課)

県立学校の性非行という項目で取り上げている部分もありまして、全体の件数の中では元々少ないんですが、確かに少し増えている。特に今年度が目立って増えているというのはあります。

(周防委員)

その辺がすごく気になる課題として出てきている部分じゃないかなと思っています。学校の対応として子どもたちから話しやすい雰囲気を作ってくれるので相談をしやすい、これも1つはいいところだし、先生が気づいてくださることもプラスだとは思いますが、ただ行動課題を、何か総まとめの数字ではなくて、内容の部分で形が変わってきているので、そこはすごく気になるところで対応が必要です。

(春日井委員長)

保幼小の連携っていうのは本当に大事な指摘だと思います。僕もこの1年余り大

津市の保育園のいじめ事案の調査委員会に関わってきました。1年3か月ほどかかりましたけど。保育園児は、いじめ防止法の定義には該当しないんですよ。市の条例にも含まれない。しかし、保育関連学会などでは通説になっているのですが、行為としてのいじめは起こりうる。いじめ事象そのものは起こりえるということなんですよ。そういう理論的な勉強もしながら調査、検証を行い、いじめの認定をしていったということがありました。

保育園の子どもで、小学校に行ったらこうなるだろうというのは、予測がある程度つくケースもあるというお話はその通りだと思うんです。

飯田委員いかがですか。

(飯田委員)

今の引継ぎのこともそうなのですが、低年齢のいじめが増えている点ですが、その引き継ぎとかに関しても、低年齢であればあるほど、それがいじめとかになって現れてくる背景には、やっぱり発達か家庭環境かという影響がある場合も多い。心理学ではBPSモデルでアセスメントをするのですが、バイオ、サイコ、ソーシャルの全面が3つとも影響して、その子どもの行動に繋がっていると思うので、その生理面としてのバイオ面としての発達であるとか、低年齢の場合ソーシャル面の家庭環境とか虐待とかの影響での心理的な問題とか、そもそも虐待とか家庭環境の問題があったら、それが影響を与えて加害行動につながる場合もあると思いますし、引継ぎということで思っていたのですが、その部分のアセスメントを引き継がないといけないと思うんですね。

こういう事案がありましたらだけではなくて、この背景にはこういうことがありそうですということ、その背景を引き継ぐっておっしゃっておられたところが、つまりアセスメントを引き継ぐということが必要なのではないかと。こういうことがありました、謝罪して終わりましたというよりは、この子が加害に至ったのは、こういうところからこうなったのだろう、被害の子との関係性とかアセスメントをして、それが引き継がれると、アセスメントの考え方は引き継ぎにも生きてきますし、その予防的介入というところにも繋がるのかなと思います。議論を伺いながら今考えていたところでした。

私は滋賀県のスクールカウンセラーを17、8年してきましたけれど、子どもたちと出会っていて、コミュニケーション力が下がっているという、一生懸命生きている子どもたちへの表現としては適さない気もするんですけど。見通しを持たずに短文で会話するみたいなところは現場でも感じていたところがあって、その中でコロナ禍もあって、実際のコミュニケーションを学ぶ機会がすごく減ったと思うので、そのあたりが臨床の中でもすごく感じているところでした。

今後多分予防ということを考えていくときには、人と繋がる力というものはどう育てていくのかということ、もう簡単には言えないことですが、春日井先生がおっしゃっておられたように、リアルな場所が変わってきてしまっているような感覚がある中で、どうやってリアルな人間関係の力を育てていくとよいのかと、臨床の中で思っていたところではありました。

その認知件数が上がったっていうところで、たくさん認知して下さるようになったということは本当にそうだと思うんです。現場で働いていたときもそう思っていたんですけど、それが変わっていくとしたら、認知の件数とそれがどれぐらい継続している、残っているのかとか、認知する力が上がって認知件数が上がったのであれば、早めに適切に対応できた件数とか、認知の力が上がったから早く解決に繋がったっていうことがどれぐらいあって、でも解決になかなか至らないということがどれぐらいあるのかということが見えてくると、件数が上がった先がいろいろ考えられるかなと、お話を伺いながら考えていました。

認知する力が上がったので件数が増えた、だから対応できるようになって、早めに収束するようになればいいと思いますので、その辺の早めに収束したのか、この件数がずっとたくさん残っていたとしたら認知件数が上がってもあまり意味がなくなってしまうと思うので、そのあたりを考えていました。

(春日井委員長)

なるほど、ありがとうございます。認知は増えたけれど、それで終わっていたら宿題がいっぱい溜まるだけの話なので、初期対応はどうされていて、それでうまく解決できたという、そのあたりの検証はどうですかということと、それでも残る困難なケースの特徴はどのようなものかという、そのあたりはいかがでしょうか。

(幼小中教育課)

まず法律ができてから、定義が変わって今まで認知をしていなかったところから、相当広くいじめとして認知するようになった。それによって右肩上がりで認知件数が増えてきた。しかし、少し鈍化してきている部分もあります。そのままたくさん認知をする中で、重大事態は減らしていきましよう。認知件数を確実に増やすというのは変ですけども、認知できるような力をつけていく中で、重大事態を減らしましようというところに、法律に基づいて教育委員会としても取り組んでいるところです。ただ重大事態の件数っていうのは減っているとか、増えているとか、効果が出ているとか、検証できる状況には至っていません。

重大事態の件数は申し上げられないのですが、法律ができてから重大事態の件数が増えて、そのあと3年後ぐらいからずっと同じぐらいの件数になっています。こういう取り組みの中で重大事態がゼロになっていくということが重要なことかなと思っています。

ただある種、認知して数が上がったらいと。その後の大人の介入の仕方が悪くて、認知しましたということで終わっているといこともあり、少し二極化の雰囲気はあるのかなというのは、各市町から上がってきている状況を確認しながら感じているところです。

(春日井委員長)

はい。大事な問題ですね。初期対応で教師の対応がまずかったために、より大きな問題になって混乱したとか。例えば、保護者への対応であるとか、あるいはいじめた

側の子どもへの対応であるとか。0対100で、あなたは加害者あなたは被害者みたいなことは、断定できないことも多々あります。

小学校の1、2、3年生あたりで、学校が警察官のように取り調べ、裁判官のように判断をして、それを伝えるということをやっていたら、時間もかかり問題がこじれていくことが危惧されます。宝塚市でいじめの調査委員会に関わり、報告書提出後も検証委員をやってきました。昨年度は、教育委員と検証委員がセットで、市内の小中学校36校全部を訪問しました。1つ目は、いじめの報告書を受けて、認知の状況、いじめに取り組む校内体制、初期対応はどのような状況ですかと聴きました。2つ目は、コロナ禍での子どもの気になる様子、子どもたちの人間関係や生活など、どんなふうに変わっていますか。3つ目は、にせつかくの機会ですから、今困っていることや教育委員会への要望があったら、どうぞ出してください。初めに、若手、中堅、ベテランの先生方の代表から話を伺う。その後管理職から話を伺う。都合が合えば授業を全クラス拝見する。

そのような取り組みの中で、初期対応をどうされていますかという話をしたときに、いくつか優れた知見を伺うことができました。1つ目は、いじめの「加害者」「被害者」という言い方は保護者がとてもナーバスに受け止めてしまうので、少し使い方に配慮していると。つまり、「このまま放置すると大きないじめ問題に発展しかねないので、初期の段階で対応したいと思っています」というような言い方をしています。いじめとして認知をしつつ、「被害者」「加害者」という言い方をせずに、大きな問題にならないうちに関係修復をしたいと伝えているわけです。

2つ目は、もう少しあっさり、「今のいじめ防止法では、この状況の事案はいじめとして認知をされます」と、法律面から客観的に説明をしていますと。3つ目は、具体的な事例に即して、「Aちゃんはそんなつもりではなかった。でもそれを受けたBちゃんはしんどかったと言っています。このずれを埋めていきたいと思っています」という説明を具体的にするようにしていると。

当事者である双方の子どもたちの事実と感情をきちんと聴いて、双方の保護者にも伝え、子どもたちの事実と感情のズレを埋めていくという取組を大事にしているわけです。

それから、コロナ禍の影響で飯田委員からの報告にもありましたが、子どもの発達が阻害されている側面が多々ある。大人の口元を見て乳幼児は言葉や表情を学んでいます。感情表現など、大人の顔を見て、同じ顔をするじゃないですか。豊かな感情を育てるとか言葉を育てるとか。それから、子ども同士がスキンシップも含めて関わり合うこと、そういうところがコロナ禍でかなりブレーキがかけられている。

そういう中で、コロナ後の次のステップへというときに、周防委員が言われた、子どもとの距離が近いという指摘は重要です。今までそういう経験がしたいけども、我慢したり、ブレーキがかかってきたりした部分、子ども同士が異様にベタベタしている。異様に近づきすぎている面がある。さっき言われた性的な問題が発生して、それは嫌だっという言葉も出てきているみたいなことも、弊害として、コロナにおける人間関係が制約された影響の反動としてあるかもしれないですね。

また、小学校の先生に聞いていても、マスク生活の中で言葉と感情が出てこなくな

りましたという声を聞きます。私達でももう喋ることをやめようかなと思うときがあります。よっぽど笑っていないと、本当に笑っていると伝わりません。

荒川委員いかがですか。

(荒川委員)

私は普段教育と関わっているわけではなく恐縮なのですが、感覚的にコロナになってから、家族間とか家事事件の相談が増えたな、家事事件、端的には離婚なんですけど、家庭の不和という相談が増えたなという感覚があります。

(春日井委員長)

コロナで在宅勤務であるとか、親と一緒にいる時間が増えたという良さもあるけれど、今まで適度に離れていたから矛盾を何とか凌いでいた部分が、一緒にいることでバトルになってしまう。夫婦も親子もそのような側面があって、そして、その影響でストレスを抱えて子どもが学校に来るわけです。その影響は、弱い子どもに対する暴力などになって出ます。先生も指導を当然しますが、頭ごなしに言うことは、虐待を受けていた子どもや発達特性のある子どもにとってはタブーです。発達特性のある子どもはパニックになるし、虐待を受けていた子どもはトラウマの再体験をそこでしてしまうこともあり、ますます荒れます。それから感性豊かな子どもは、それを見ていてしんどくなりますね。自分は叱られていないけれど、周りの子が叱られているのがしんどい。これは、登校しぶりに繋がったりするわけです。

そのように考えると、暴力と不登校といじめがやはり繋がって起きている。単独でそれぞれ起きて、低学年が問題というのではなくて、家庭と学校の課題が関連して、3つの問題事象が繋がって発生していると考えer必要がある。そうすると家庭への支援が結構大事なポイントになるのではないかと。低学年であればあるほど、親との愛着関係の課題も含めて、そこが満たされない部分があって、先生を独り占めにしたいとか友達を独り占めにしたいとか、それがまたトラブルの原因になってくる。特に小さい子どもほどあるのではないかと。それぞれの委員のお話を伺っていて強く感じますね。

(2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について

(春日井委員長)

よろしいでしょうか。少し時間も気になりますので、資料2の説明をお願いします。

※ 幼小中教育課から資料に基づき説明

(春日井委員長)

ありがとうございました。

非常に簡潔にまとめていただいているかと思いますが、これに関わってご質問やご意見をどうぞ。

教員研修のところは気になるのですが、どんな研修をしてその研修の効果とかがいかにいけるでしょうか。全体でいろんな学校での取り組みで予防的に対応していく。そして、全体を対象にした取組ということと同時に、最終的に一番当事者で、困っている子ども、保護者も含めてどう救っていくか。またいじめている側も、大事なかけがえのない子どもであることには変わらないので、これから先のある子どもたちですから、この機会にどっちにも成長してほしいというふうに思って対応していくべきだと思います。

そのあたりの先生方の認識や意識はいかがでしょうか。例えば部活での教師の言動、振る舞いとか、学級でのそういった言動、振る舞いとか、つまり教師の威圧的な言動、ハラスメント、教師のいじめというの指摘がありました。いじめ防止法の定義に教師は入っていないのですが、そういう教師の側の心無い言動、そのあたりが少し気になるわけです。

また、子どもとの関わり方に関するS Cとの連携、あるいは家族、保護者との対応でS S Wとの連携の機会はますます増えているし、ニーズは当然ある。その点の先生方の研修の内容についてはいかがですか。

(幼小中教育課)

各学校毎年、時間の長短はあるのですが、ほとんどの学校でいじめに関する研修はしていただいているところです。まずはいじめの法の定義の部分から、それから組織対応の部分。また、各校の特徴ある取組は、管理職等から説明をされ、共通理解をする。このようなことが話をされていると思っています。

いろいろな事業を進めている中で、結構多いのがソーシャルワーカーさんやスクールカウンセラーさんに学校に来ていただいて、子どもの見方について研修していただいて、それをいじめに活かそうとか、不登校の対策に活かそうということを進め、専門的な知識を得て、また専門家の視点を勉強させていただきながら、教師が力をつけていくという研修も進めている学校があると聞いています。それから、ICT、SNSの問題が近年非常に多いので、先生方の研修やPTAを含んだ研修会や、子どもたちへの講演ということで、進んでいると思っています。

先ほどお話が出ましたが、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会という教育委員会の持っている附属機関の第三者委員会で、学識経験者の先生から出た意見は、子どもは大人の行動の真似をしているから、大人のいじめを子どもが真似をしている。と言われていますので、やはり大人の行動を見直す、そのような研修も必要だと思われます。やはり、職員室での先生方の風通しを良く、健全な言葉で、お互い助け合うような雰囲気大事と言われているところです。研修等もいじめに特化するだけでなく、重要だと思っています。また好事例は県にも聞こえてきているので、頑張っていると思っています。

先ほどの周防委員のご意見のところでお話ししておけばよかったのですが、教育と福祉の連携に関しては、児童生徒の健全育成に関して、市町と県の方で、福祉と教育の連携協定を市町ごとに結ばせていただいております、19市町のうち18市町までは、この9月30日までに連携ができました。まず枠組みができたところですので、こ

れを普及させながら、先ほどおっしゃっていた保幼小の連携、それから教育と福祉の連携、県立学校に進んでからの連携というのを進めていきたい。こういったことを普及啓発するような校内の研修をもっとできるということを、教育委員会の方からも発信していきたいと考えております。

(春日井委員長)

今言われた 19 市町のうち 18 市町で、教育と福祉の連携とは、具体的にどういう連携ですか。

(幼小中教育課)

まず県と市町が連携をするというのが一番大きな枠組みです。教育の情報だけではなく、発達のところに関する場合で、その市町内で福祉と教育が連携されていて、それは県立学校の方に伝わると。県の方でも福祉の部局と学校と教育委員会が連携しながら子どもたちの支援について情報共有もしていくという取組になります。

(春日井委員長)

県と市町の連携協定が 18 件できているという意味ですか。

(幼小中教育課)

そうです。

(春日井委員長)

周防委員いかがですか、今の教育と福祉の連携について。

(周防委員)

国自体が子どもの育成を考えているので、県内でも早く枠組みだけでなく、実際に実践が進んでいくといいなと思います。就学前とか就学後というような言い方ではなくて、育っていくというプロセスの中で確認していくことがとても重要なので、今言われているようなものがどんどん進めばいいと思います。

(春日井委員長)

文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議が提言している「児童生徒理解・支援シート」の活用で切れ目のない支援をとという取組、これは児童生徒から始まっているのですが、本当は園児、幼児も含めた、保幼小中の連携ですよ。保幼小中を意識するということが大事ではないでしょうか。特に家族への支援を考えたときにそこは不可欠だろうと。小学校の先生が一番状況をよくご存知の保幼からの連絡を受けた上で、理解と支援のための準備や体制を検討して迎えてもらったら、今みたいな小学校の低学年で苦勞しているという問題に対応できるのではないのでしょうか。

問題事象というのは、子どもからの SOS です。小さい子どもが、一生懸命助けてと言っている状況にあるという捉え方をすべきで、もう少し保幼小で連携して、有効

な手段を打つということが大事だと思います。

校内研修について、さきほどSCあるいはSSWとの連携と見立て、アセスメントという話がありましたけど、それぞれの専門家が例えば心理的な見立て、福祉の視点からの見立て、先生方は教育の専門家ですので、教育的な見立て、いずれも大事です。特に集団の中でこの子どもはどんな存在かとか、人間関係の構造はどうなっているのかということ抜きにいじめに関する支援はありえません。さらには、医療的、法的なアセスメントですね。心理、福祉、教育、医療、法律の連携を意識して取り組む必要があるという状況だろうと。

担任に対して「1人で何とかして」と言ったら、もうその時点で担任はパンクですよ。担任に対して「連携して何とかして」というのも困難な話です。そうすると、学校組織としていじめを認知するということが基本で、そこには管理職も当然入っている。だから管理職は、必要な外部との連携の窓口になるということかなと。その辺りの専門家と教職員の連携は、どのような状況ですか。

(飯田委員)

例えば、先ほどの初期対応の具体的な内容についてですが、私がスクールカウンセラーをしていた時には、年度初めに結構毎年のように死にたいと言っていた子への対応を研修していました。こういうのは、具体的な対応のイメージを持っていたら対応ができやすくなると思います。そこで、先ほどおっしゃっていただいたような、具体的な対応の積み上げとそれが広がることを知っていただくことが大事だと思うので、そういう意味でも死にたいといった子への対応について、「そんなこと言わんと」という言い方で返してしまう先生がいたので、それはちょっとまずいということで、子どもがそうやってきた日には必ず十分話を聞いてあげてほしいとか、それを必ず共有してほしいとか、そのリスクアセスメントを見てチェックしてくださいとか、1人で抱えることではもちろんないので、一緒に考えましょうという研修をしていたのですが、心理職だから伝えられることを、研修ではお話ししました。

それぞれの専門性で、先生方に対して研修するときには、先生方の役に立つ内容をお伝えしなければならないと思うので、具体的対応をお伝えしたりとか、ケース対応をして一緒にアセスメントを考えていました。一緒にできるようになるとそれがつまり連携だと思うんですけど、そのような研修が有効だったと思いながらお話を伺っていました。

やはり、マンパワーについては、本当に先生方には求められることが多いので、本当に私現場の中でも担任の先生は2人制だったらと思っていたぐらいだったので、その全部を先生にお任せするというのではなくて、リスクアセスメントで死にたいと、先生の日々ログとかそういうものを書いてきたりするんですが、ライフノートなどにちらっと書いたりする子がいて、それを見逃してはいけないので、その担任の先生に言ったということは、その担任の先生だから言ったことなので、そこで1回話を聞いていただいて、その先はこちらに繋いでいただくとか、というふうに役割分担を先に話し合っておくことは有効だったと思います。そういう意味で全部先生がされるというのではなくて、上手にスクールカウンセラーを使っていたらと思っていたの

で、そのようなことがお互いに、気軽に連携ができるような形でできるといいなと思っています。あと、資料に書かれている心理授業も私は毎年やってきたのですが、教育としては正しいことなんですけど、教育の中では仲良くしましょうと教わるのですが、苦手な子とは距離を取ってもいいんだよという、正論ではない、具体的に生きていくときの少し泥臭いスキルというか、そういうところを持ちにくい子はいらな思いましたので、そのあたりの心理授業でアサーショントレーニングなど、いろいろなことをしてきたのですが、学校現場でピアサポートができるように生徒会の子にピアサポートの研修をしたのですが、そんなことができていくといいのかなと思いつながら伺っていました。

もう1点、現在私が所属している大学外で、教職課程の学生に教育相談のことを教えているのですが、その中で保護者支援ということで、保護者も支援の対象であるということを説明した授業の感想が、保護者も支援の対象だと考えたことがなかった、というものが多くて、私も驚いたのですが、大学生が学んでいるときにはそのように考えてないというのは、ちょっと驚いたところでした。低年齢の子どもであれば家庭の状況が直接子どもの行動に出てきますので、そのあたりも保護者支援のことがもっと早い段階で研修に組み込まれてきてもいいのかなと、今研修の話を伺いながら考えていました。

(春日井委員長)

大事な視点ですね。はい、周防委員どうぞ。

(周防委員)

いじめについて思っていることですが、県内でもいろんな事案が起きますよね。

それで法律の中でも、自校だけでなく他校の事例を検証しながら、教員の資質向上を図るといふようなことが言われていますが、実際に他校であった事案を研修の中に持ち込んで検討していくような機会って、実はとても少ないです。

自分のところで起きている事案については分かるので、どんな対応をしなければならぬかという観点から先生たちのスキルアップを図ることができるのですが、他で起きている事案を用いて、うちでもこういうことが起きるかも分からないから、みんな体制をとろうとか、事例を通して学ぶという機会が限られているなど。これはいつも思っていることですが、なかなか事案を共有しにくい面があります。もちろん個人情報もあるし、他校の先生方の自分のところで起きたというようなイメージもあるのだらうと思うのですが、その点がもう少し風通しが良くなり、その学校の事案としてだけ取り扱う、他の教員も、先ほどから何度も言われている予防というところの学びに結び付けるといふことがしやすくなるといういいなと。もちろん情報の内容は制限をしないといけないとは思いますが。

知ることによって予防につながることになるので、そのようにできるといいなとも思っています。学校同士、教員同士の子どもへの対応であったり、保護者への対応の向上のために活用するといふような意味合いで、ただ単に、あの学校ではそのような事例があったといふことではなくて、子どものためにといふことを意識すると、

事例も共有しながら先生方の向上が図れるんじゃないかと思っています。

それと、先ほどから早期発見ということですが、先生方も実現してこられたと思いますが、しかし、先ほど言われたように、早期発見の前に予防があるので、各学校、市町地域差がすごくあって、1学期に起きた事案のアセスメントをやってみると、事案のリスクが見えてきます。それを予防に活かすようにされたらいいと思います。早期発見っていうところというところ、とりあえず何か、事象が起きてからになります。それよりもやはり予防にもう少し力を入れて。どうしても認知件数上げるとか、報告書を書くとかいうところで先生方の負担が大きくて、事案が起きてからというところに行くのですが、でも一方で予防に目を向けられるには、それぞれの学校の地域性や規模とか、先生の対応力により事案発生リスクが変わってくるので、そういったところを明確にされることも重要だと思っています。先ほど予防と言われたので、もう少し具体的に言うとそういうことだと思います。

(春日井委員長)

はい、ありがとうございます。

(幼小中教育課)

今年度は生徒指導提要が、もうすぐ改訂されるということで、これまでは問題が起こったらどうするかとか、問題が起こるまでにどうするかということでしたが、生徒指導の本来の目的は、自己実現をどのようにさせるかです。悪くなってからどうするかではなくて、自分をどう築き上げていくのかということに視点を持っていこうと、そこをすごく強調されているようですので、未然防止よりもっと先に、子どもたちのためということを教育委員会としてもやっていかないといけない。そういう意味では、やっぱり学校が楽しい、大事なのは、授業が分かるということなのかなと思います。いじめだけでは解決できないところなので、その点はこれからも進めていきたいと考えております。

(春日井委員長)

改訂生徒指導提要の大きな転換点は、子どもの権利条約を明記し、子どもを権利主体として捉えるということが強調されている点です。その点がきちんと取り入れられて、校則についても子どもの権利という視点から見直しについて言及されています。

現在の生徒指導提要は、生徒指導と教育相談という2本立てに分かれています。第1部ではこれが一本化されました。第2部では、具体的な事象、いじめや不登校や発達障害などの具体的な事象に対してどう対応するか、各論として整理されているという特徴があります。強調されているのは生徒指導の中に教育相談を軸としてきちんと位置づけて、やりましょうということなんです。私は、威圧的、抑圧的な対応ではなくて、対話的、共感的な姿勢と関わりの重要性を強調しているのですが、それは先ほど言った教師の振る舞いや言動が問われているということです。教師の言動が、いじめを助長したり、いじめの誘因になったりしていることもある。そこは少なくともやめようよということです。ましてやコロナの中で、家庭の状況が困難になっている

ところもあって、子ども同士の人間関係も思うに任さない状況があって、不安を抱えている子どもに対して、やはり対話的、共感的に関わりをもっていく意味は非常に大きい。それが、いじめの予防的対応にも繋がっていくということですね。

いま周防委員が言われた具体的な事例検討は、現実には起きた事例じゃなくても、いくつか起こりそうな事例というのは、デフォルメ化した仮の事例で研修することだっただくさんあると思うんです。普通に起こりうるような事例です。去年、大学の附属中高で、いじめ問題で校内研修をやったんです。オンラインでしたが、SC、SSW、スーパーバイザーの私、担任と養護教諭で、事例検討会形式で行いました。例えば、こんなケースについて、どう考えて対応しますかということなんです。

1つ目は、先生には分かってほしいけど絶対誰にも言ってほしくないっていうケース。増えていますよね。相談には来てくれたけど相手には言わないでと。親にも言わないでというケースもある。

2つ目は、日常的にからかわれている姿を目にするけれど、もう少し様子を見よう。特に今は問題にする必要はないのではないかと捉えているようなケース。

3つ目は、いじめられる側にも問題があるのではないかと思えるようなケース、これはどうしますか。

4つ目は、いじめる側といじめられる側、いずれの場合も保護者の不安が高くて、過剰な反応をされるようなケース。保護者対応、保護者支援ですね。具体的に、それぞれの専門家の立場からどんなふうに考えますか。担任はどうですかということやっただんです。これ、ものすごく面白かったです。終わった後、会場になった教室に何人か先生が来てくれて、私も発言したかったとか、これは対面でぜひやって、グループに分かれてこういうケースを具体的に検討したら深まると思うというような反応があったんです。

以上のようなケース会議の工夫もあります。ケース会議が大事だと言っているけれど、ケース会議をどんなふうにやったらいいのかなとか、どんな事例を挙げたらいいのかなとか。また、そのときのコーディネーターは誰がするのか。例えば、小学校はマンパワーが足りないという話もありました。中心になる人がいない。大学の附属小学校では、高学年は、担任をしないで主任をするという体制にして、人的配置をしかけているわけですね。でも公立の場合、学校でフリーの人は、校長と教頭しかいませんというような教頭に負荷がかかるというような状況もあります。文部科学省は教育支援コーディネーターの配置をとすることを提言はしてくれていますけれど、実際滋賀県の場合、市町の教育委員会も含めて、どんな形で運用されているのでしょうか。あるいは生徒指導の軸に教育相談をとっているのはどんなふうに具体化されているのかとか。こうしたことが、今回の改訂生徒指導提要を受けて、具体化が問われている中身でもあるかと思うのです。そのあたりどんな状況ですかね。

(幼小中教育課)

今回の提要の改訂で、そのあたりが登場しているということについて、当室の方で研究させていただいているところですが、元々いじめを未然に防止しようというところにおいて、教育相談と生徒指導はやっぱり連携してタッグを組んで、各学校は進め

てくださいというのは、前から言わせていただいているところですので、そこは再確認できるような形なのかなと思っています。

(春日井委員長)

はい、ちょっと時間も気になりますので、そんなところでよろしいでしょうか。滋賀県におけるいじめ防止対策について、これは今までの議論でよかったですか。

(事務局)

はい。

(春日井委員長)

よかった。あと5分ほどになりましたけども、その他あるいは今日のこれまでの議論を踏まえて、この点を強調しておきたいというあたりで、もし一言ずつ、各委員の皆さんからございましたら、いただけたらと思いますが荒川委員いかがですか。

(荒川委員)

いや、大丈夫です。

(春日井委員長)

飯田委員どうですか。

(飯田委員)

少しまとまらないので。

(春日井委員長)

周防委員いかがですか。

(周防委員)

私も十分、話をさせていただきましたので。ありがとうございます。

(春日井委員長)

皆さんいろいろな角度から、専門的な知見をお持ちで、勉強の場になりました。このような場が、学校ごとできていくといいですね。学校におられる専門家、SCさんは週1回来られるわけですから。あるいはSSWさんは要請すれば来ていただける体制ができているわけですから。最近の事例を見ているといじめている側、いじめられている側の関係が、そんなに単純ではなくて、逆にいじめられている側の保護者が、いじめている側になってしまっているようなケースもあるんです。そのあたりを含めたアセスメントとプランニングという点は、保護者支援という観点からもとても大事なかなと思います。この点は、教員養成の中でもなかなか学ぶ機会はないです。保護者支援については、教師も学んで現場には立っていないという前提で、学校現場での丁

寧な対応の蓄積や研修が重要だと改めて思いました。

はい、それでは長時間ありがとうございました。

令和5年3月6日

滋賀県いじめ再調査委員会

委員長 春日井 敏之